

**中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る
不当廉売関税の課税に関する調査の開始について**

1. 財務省及び経済産業省は、平成２５年１２月１７日、三井化学（株）から財務大臣に提出された中華人民共和国産のトルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行う要件を満たしていると認められたので、不当廉売関税の課税の可否に関する両省合同の調査を開始することとした（２月１４日付告示）。

（注） トルエンジイソシアナートは、無色の液体で、主に自動車座席、寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

2. 調査は、原則として１年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、輸出国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行う。これらの結果を踏まえ、ＷＴＯ協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断することとなる。